資料　4

長野市消費者被害防止見守りネットワーク

消費生活センターに寄せられる悪質商法や特殊詐欺に関する最新の被害・注意情報を、連携各課へＥメール配信し、各所へ周知するとともに、高齢者等の異変（悪質商法・特殊詐欺）に気付いた場合は、速やかに消費生活センターまたは最寄りの警察署へつなげ、消費者被害の未然防止、拡大防止、被害回復を図る。

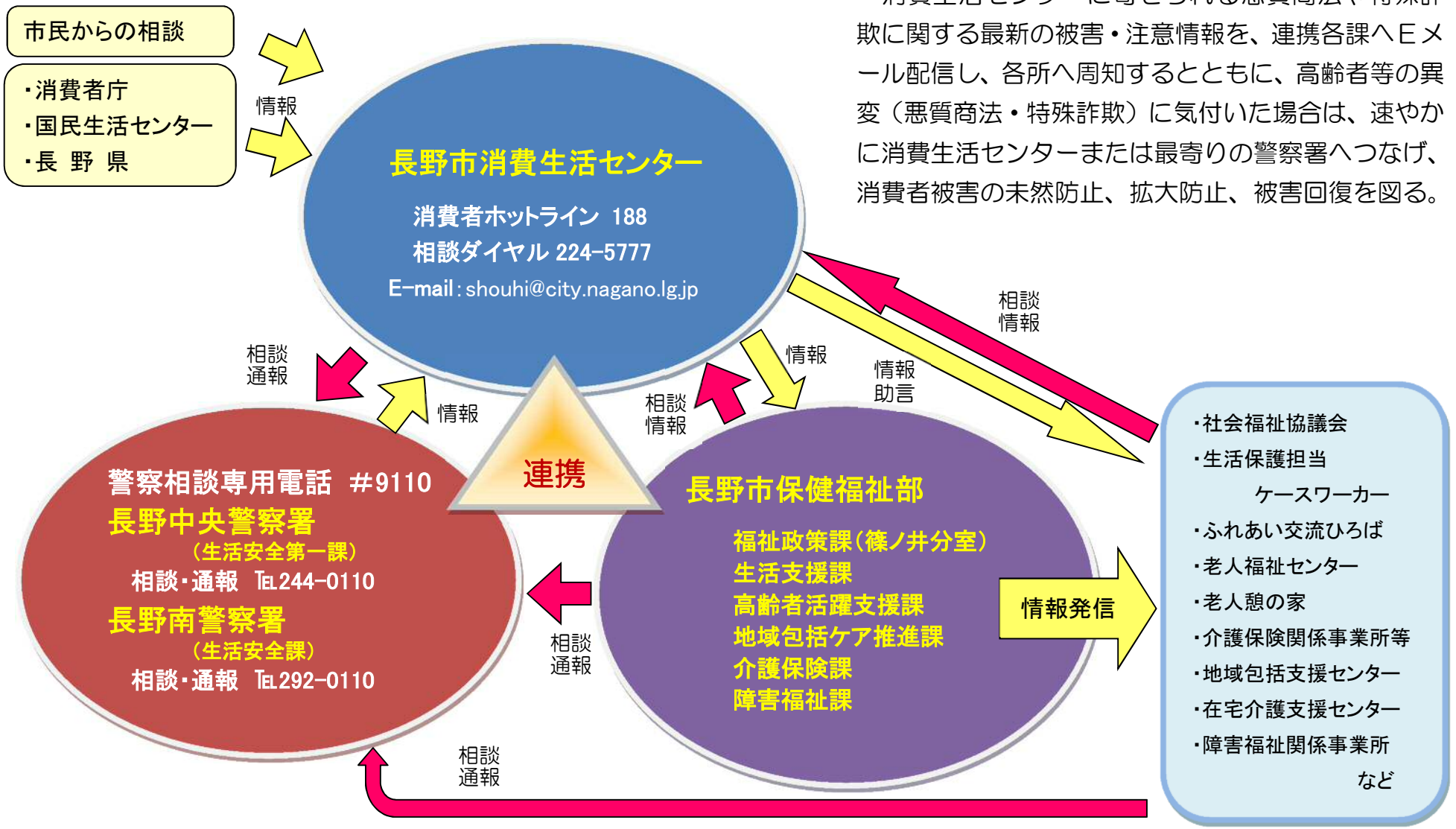

長野市消費者被害防止見守りネットワーク
情報発信　連携図

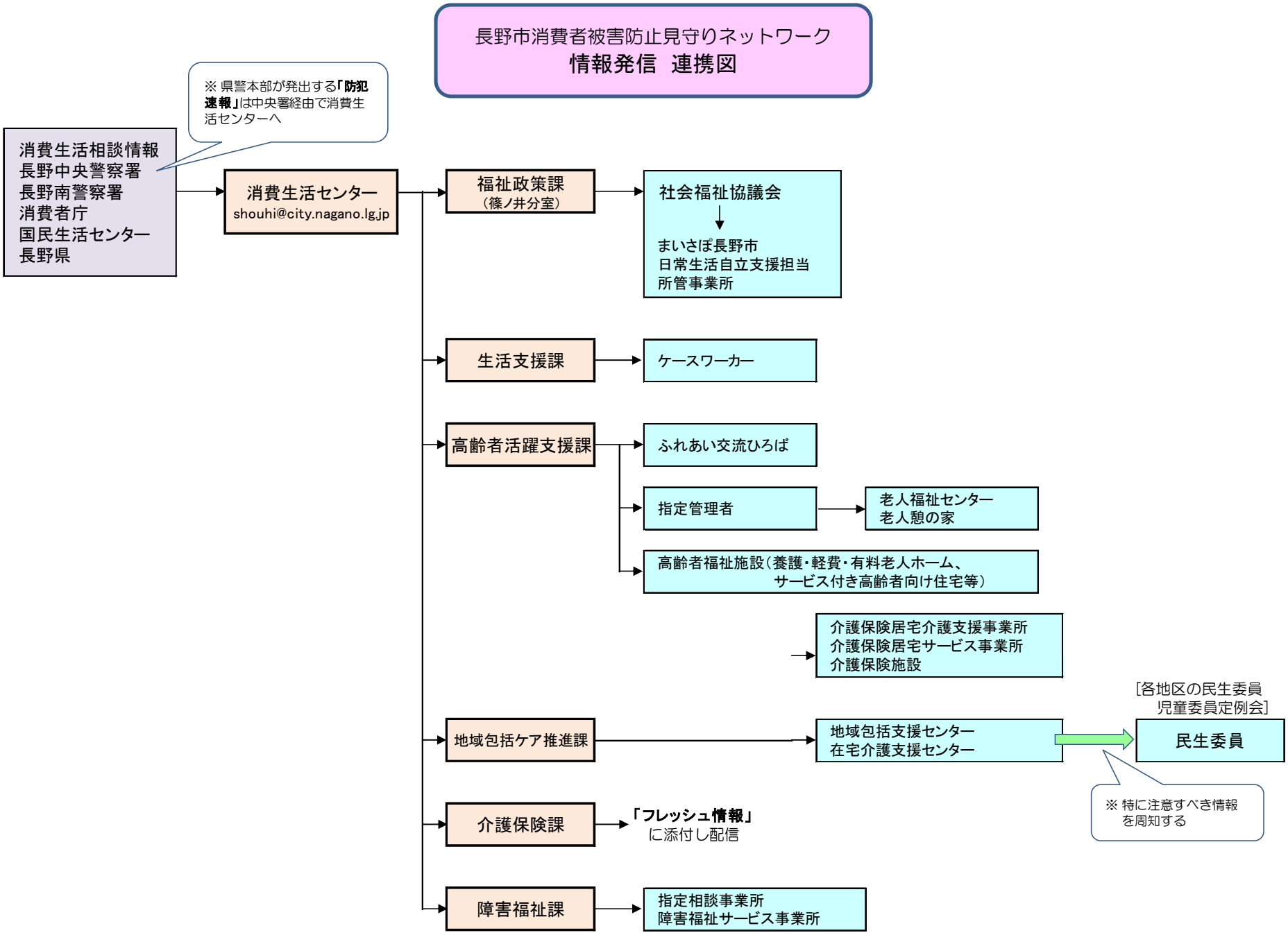

幸せ実感都市『ながの』

第１号　平成 30 年４月 18 日

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

架空請求のはがきにご注意ください！

「総合消費料金」ってなに？？

・総合消費料金未納分訴訟最終通知書
・民事訴訟裁判通達書
・民事訴訟通告書

などと書かれた架空請求のはがきが、市内の５０代から７０代の女性に多く送り付けられています。

差出人は、債権回収業者や民事訴訟管理センターなどを名乗っており、「至急連絡がない場合は、被告の財産差し押さえを強制執行する」などと書かれています。あわてて連絡すると、ニセの弁護士事務所の電話番号を案内されるなど、言葉巧みにお金をだまし取られてしまいます。

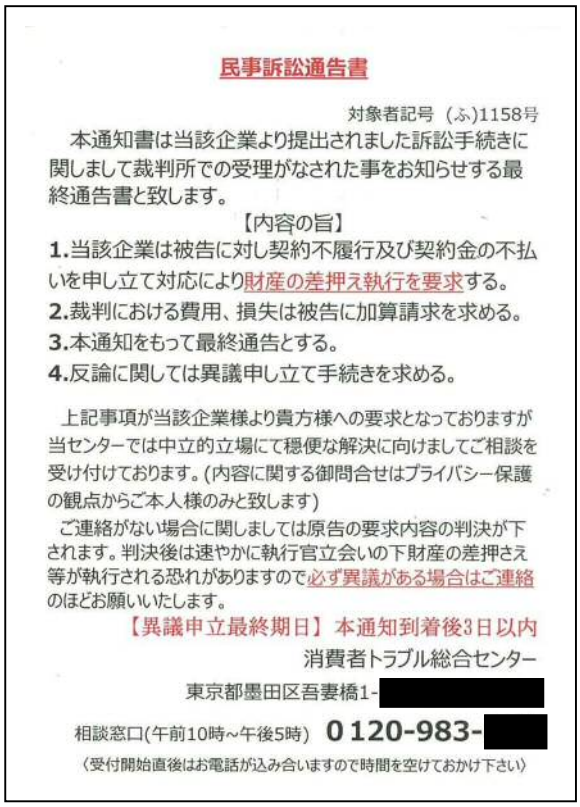

民事訴訟通告書

対象者記号（ふ)1158号

本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに関しまして裁判所での受理がなされた事をお知らせする最終通告書と致します。

【内容の旨】

1.当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て対応により財産の差押え執行を要求する。
2.裁判における費用、損失は被告に加算請求を求める。
3.本通知をもって最終通告とする。
4.反論に関しては異議申し立て手続きを求める。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けましてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します)

ご連絡がない場合に関しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押さえ等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立最終期日】本通知到着後3日以内

消費者トラブル総合センター

東京都墨田区吾妻橋1-[redacted]

相談窓口(午前10時~午後5時)　0120-983-[redacted]

（受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい）

１月には、市内の７０代女性が 1,510 万円もだまし取られるという被害が発生しました。今も消費生活センターには、毎日同じような相談が寄せられています。このようなはがきは無視し、絶対に相手方に電話などしないでください。

～不安を感じたら迷わず電話～

◆**長野市消費生活センター**　224-5777
（消費者ホットライン　188）
◆**長野中央警察署**　244-0110
◆**長野南警察署**　292-0110
（警察相談専用電話　#9110）

【発行元】長野市地域・市民生活部　市民窓口課　消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1　長野市もんぜんぷら座４階

幸せ実感都市『ながの』

第２号　平成 30 年５月 21 日

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

悪質な布団販売業者

最近多い「契約書」を持ち去ってしまう手口

判断能力が低下した一人暮らしの高齢者に、不要な布団やマット、押し入れの除湿剤などを、次から次へと数十万円で売りつける悪質な事業者がいます。

「以前購入してもらった」、「寝具（押入れ）を見せてほしい」、「定期的に交換する契約になっている」などと言葉巧みに家に上がりこみ、高額な契約をさせるものです。

このような訪問販売では、契約書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、使う見込みのない商品を多量に購入してしまった場合で、販売事業者側も「不必要だと分かっていながら販売した」という認識があれば、消費者契約法の「過量販売」にあたり、契約の取り消しができます。

しかし、最近の悪質事業者は、この「過量販売」に該当しないようにするため、過去に交わした契約書をすべて持ち去ってしまうという事例が多く発生しています。

消費生活センターが事業者を相手に交渉するには、契約書を見せていただいたり、購入した経緯や事業者とのやり取りをお聞きしたりすることになりますので、契約に関係する書類等は、持ち去られないよう十分ご注意ください。

～不安を感じたら迷わず電話～

◆**長野市消費生活センター**　224-5777
（消費者ホットライン　188）
◆**長野中央警察署**　244-0110
◆**長野南警察署**　292-0110
（警察相談専用電話　#9110）

【発行元】長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座４階

幸せ実感都市『ながの』

第３号　平成 30 年６月 20 日

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

いらない着物・食器など買い取ります

最近トラブルが多い「訪問購入」

訪問購入とは、消費者の自宅を業者が訪問し物品を買い取ることで、「訪問買い取り」や「押し買い」と呼ばれることもあります。

「いらない着物や食器はないか」、「不要な靴を買い取る」などと業者から電話があり、訪問を依頼すると、実は貴金属や宝石の買い取りが目的だったというケースが多くあります。非常に安い価格で貴金属を買い取られ、翌日に思い直して「クーリング・オフしたい」と電話すると、「すでに転売してしまった」とか「金は溶かしてしまったから返せない」などと返品を拒まれるトラブルが跡を絶ちません。

訪問購入では、契約書面を受け取った日から８日間はクーリング・オフができます。消費生活センターに電話し、クーリング・オフ通知を作成して、特定記録郵便で出しましょう。

業者が契約解除を拒む場合は、センターの相談員が代わりに交渉することもできます。

数ある訪問購入の相談の中には、「目を離した隙に、代金を支払わないで宝石を持って行ってしまった」という悪質な業者の事例や、クーリング・オフしたくても、「業者の所在地や連絡先が分からない」というケースもありました。

業者からは、必ず契約書面や名刺をもらってください。

また、クーリング・オフ期間の８日間は、再検討や家族との相談の期間として、品物を業者に引き渡さずに手元に置いておくこともできます。

～不安を感じたら迷わず電話～

◆**長野市消費生活センター**　224-5777
（消費者ホットライン　188）
◆**長野中央警察署**　244-0110
◆**長野南警察署**　292-0110
（警察相談専用電話　#9110）

【発行元】長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座４階

中央署通信

平成30年7月24日

No.１０

６月中の特殊詐欺実例

○オレオレ詐欺被害（家電量販店・金融機関職員等騙り）

家電量販店・金融機関職員等を騙る男から「あなたのキャッシュカードが悪用されるかもしれない。キャッシュカードを預けてもらえれば、セキュリティを強化したものに作り替えます。」などの電話があり、キャッシュカードや通帳を渡し、暗証番号を教えてしまった。

○架空請求詐欺被害（電子マネーの購入）

メールや電話で「有料サイト料金が未納です。料金を支払わないと裁判になります。コンビニエンスストアでギフト券（電子マネー）を購入してください。」などと言われ、電子マネーを購入して番号を教えてしまった。

特殊詐欺撲滅三ない運動＋１（プラスワン）

〈渡さない！〉

現金やキャッシュカードを要求されても、絶対に渡さない。

キャッシュカードの暗証番号は他人には絶対に教えない。

〈払わない！〉

サイトの利用料金等を請求されても、相手に電話をかけない、払わない、現金を宅配便で送らない。

電子マネーを購入しない。

〈電話に出ない！〉

オレオレ詐欺の犯人と直接話をしないようにするため、常に留守番電話設定にして、メッセージを残さない人の電話には出ない。

〈振り込ませない！〉

家族・近所で声を掛け合い、被害を未然に防止する。

長野中央警察署・長水防犯協会連合会

☎０２６－２４４－０１１０

長野中央警察署イメージキャラクター

イラスト／からけみ

中央署通信

平成30年4月17日

No. 7

「特殊詐欺被害防止！」

特殊詐欺被害者に対するアンケート（１０３人）

「60歳が71人（69％）　女性が70人（68％）」

「特殊詐欺について知っていた人99人（96％）」

「自分は騙されないと考えていた人70人（68％）」

《回答者が被害に遭った手口》

手口		人数
オレオレ	親族騙り	16
	警察官等騙り	14
架空請求	有料サイトの利用料金等	32
	トラブル解決	0
	その他	10
融資保証金		3
還付金等		25
金融商品		1
ギャンブル		1
異性交際		0
その他		1

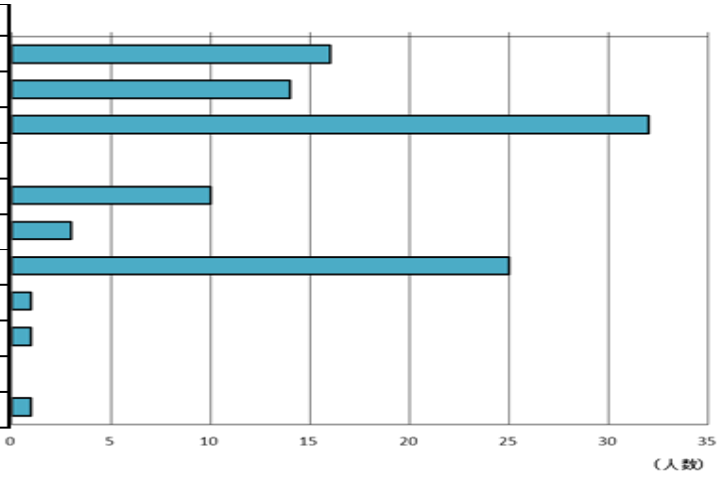

「自分は騙されない」と思っていても特殊詐欺被害に遭う人は大勢います！

他人事と思わず一人一人が被害防止を心掛けましょう！

イラスト：からけみ

長野中央警察署・長水防犯協会連合会

☎０２６－２４４－０１１０